

無人航空機登録講習機関（二等）の登録申請等支援業務委託仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、航空法（昭和27年法律第231号）に基づき、二等無人航空機操縦士の講習を行うための登録講習機関（以下「登録講習機関」という。）の登録申請等支援業務に適用する。

(2) 関係法令等

航空法、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号）、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和4年国土交通省告示第951号。令和7年12月9日改正）、無人航空機登録講習機関の登録等に関する取扱要領（令和8年1月20日改正（国空無機第308240号）国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長。）、登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン（令和8年5月29日最終改定。国土交通省航空局安全部無人航空機安全課）等

2 契約期間

契約締結日翌日から令和9年1月29日（金）までの間とする。

スケジュール案は別紙1のとおりとする。契約業者は、契約後速やかに、実現可能なスケジュールに修正し警察大学校の承認を得ること。また、承認後、変更が必要となった場合も同様に承認を得ること。

3 業務内容等

契約業者は、下表の種類、規模等において次の業務を実施すること。

表 登録講習機関の種類、規模等

種類	二等無人航空操縦士講習（初学者及び経験者向け講習） 回転翼航空機（マルチローター） 種類の限定解除： なし 飛行方法の限定解除： 目視内飛行及び昼間飛行
規模	事務所1か所、実習用空域4か所（屋内。うち1か所は 修了審査用空域を兼ねる）、講師（修了審査員兼任）3人

(1) 登録講習機関の登録申請に要する書類の作成等

ア 関係法令等に基づき、登録講習機関の登録申請及び添付書類（以下「申請書類」という。）を作成し警察大学校へ提出すること。

イ 警察大学校からの求め又は国土交通省からの補正指示等により、申請書類を必要に応じて修正し警察大学校へ提出すること。

ウ 警察大学校からの求めにより、登録申請に関する助言を行うこと。

エ 警察大学校からの求めにより、登録申請の手續に係るDIPS2.0への入力に

関する技術的助言を行うこと。

オ 登録申請に必要な添付書類（登記事項証明書又は代替する書類等）を取得し警察大学校へ提出すること。

(2) 無人航空機講習事務規程の届出に要する書類の作成等

ア 関係法令等に基づき、無人航空機講習事務規程及び添付書類（以下「届出書類」という。）を作成し警察大学校へ提出すること。

イ 警察大学校からの求め又は国土交通省からの補正指示等により、届出書類を必要に応じて修正し警察大学校へ提出すること。

ウ 警察大学校からの求めにより、届出手続に関する助言を行うこと。

(3) 管理表の提出

(1) 及び(2)の提出及び助言並びに警察大学校からの指示があった場合は、管理表（別紙２）に概要等を記入し警察大学校へ提出すること。

4 提出書類等

契約業者は、次の書類等を提出すること。

(1) 作業者名簿

契約後、速やかに 5 (5) の作業者の名簿（以下「作業者名簿」という。）を作成し電子メール等で提出すること。提出後、変更があった場合は速やかに提出すること。

本業務における申請書類及び届出書類の作成等は、行政書士法第 6 条の登録を受けた者が行うこと。また、作業者名簿には作業者毎にその登録の有無を明示すること。

(2) 申請書類、届出書類及び管理表

電子メール等により提出すること。

(3) 完了届

完了日及び業務を完了したことを証明する内容を記載した書類を提出すること。

5 一般事項

(1) 法令等の遵守

契約業者は、本業務の履行に関係する法令を遵守すること。

(2) 不明点を解消する義務

契約業者は、本業務の履行に当たり生じた不明点については、警察大学校に確認すること。不明点を解消しないことに起因する履行不能は、契約業者の責任に帰すものとする。

(3) 業務の履行に関する協議

契約業者は、本業務の履行に当たり、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の目的を達するために必要となる事務については、警察大学校と協議の上、対応すること。

(4) 関連事業者等との協力

契約業者は、本業務の履行に当たり、各関連機関、各関連事業者等と連携が必

要となる作業については、警察大学校と協議の上、これらの機関等と協力して実施すること。

(5) 守秘義務

ア 契約業者は、警察大学校から提供する情報その他本業務の履行の過程で知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）を本契約の履行期間中のほか、履行後においても、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

イ 保護すべき情報に接する者（派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「作業員」という。）は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(6) 管理

ア 契約業者は、本契約に基づき、保護すべき情報については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

イ 契約業者は、保護すべき情報について、本契約の履行又は警察大学校の指定した目的以外に使用してはならない。

ウ 契約業者は、保護すべき情報について、本契約が終了したとき、又は警察大学校から廃棄を求められたときは、これを直ちに警察大学校が認める方法により廃棄するものとする。

エ 契約業者は、保護すべき情報を、警察大学校の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

(7) 情報セキュリティ侵害事案等事故

ア 契約業者は、契約業者の従業員の故意又は過失により情報セキュリティ侵害事案等事故（次の(ア)～(エ)のことをいう。以下「事故」という。）があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(ア) 保護すべき情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(イ) 保護すべき情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ウ) 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合

(エ) 前各号に掲げるもののほか、警察大学校又は契約業者の保護すべき情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊その他の機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

イ 契約業者は、本契約の履行に際し、事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を警察大学校に報告しなければならない。

ウ 警察大学校は、事故が発生した場合、必要に応じ契約業者に対し調査を実施することとし、契約業者は警察大学校が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。

エ 契約業者は、事故の損害、影響等の程度を把握するため、本業務で作成した資料等を契約終了時まで保存し、警察大学校の求めに応じて警察大学校に提出するものとする。

オ 事故が契約業者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については契約業者の負担とする。ただし、警察大学校の損害賠償請求権を制限

するものではない。

カ 契約業者は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、警察大学校に報告しなければならない。ただし、措置の実施状況について、警察大学校の求めに応じて警察大学校に報告するものとし、警察大学校は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう契約業者に求めることができる。その求めがあったときは、契約業者は速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(8) 情報セキュリティ監査

ア 警察大学校は必要に応じ、契約業者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、警察大学校の指名する職員を契約業者の事業所その他関係先に派遣することができる。

イ 契約業者は、警察大学校が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、警察大学校の求めに応じ、必要な協力（警察大学校の指名する職員による契約業者の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）を行わなければならない。

ウ 契約業者は、本業務の履行に当たり、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を警察大学校に報告することとする。

エ 警察大学校は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう契約業者に求めることができる。ただし、契約業者は、警察大学校から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

(9) 再委託

ア 契約業者は、本件業務の全部を一括して、第三者（契約業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、契約業者は、再委託承認申請書（別添1）を再委託開始の7日前までに警察大学校に提出し、承認を得なければならない。

イ 警察大学校は、契約業者から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別添1）で契約業者に通知するものとする。

ウ 契約業者は、警察大学校から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なくアと同様に警察大学校の承認を受けなければならない。

エ 契約業者は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

オ 契約業者は、本契約の一部を再委託するときは、契約業者が本契約において遵守することとされている事項について、本仕様書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(10) 言語

提出書類は日本語で記載すること。

(11) 成果物の所有権

本契約で契約業者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）の成果物は、契約業者から警察大学校に所有権を移転し警察組織内で自由に改変・再利用できるものとする。

(12) 暴力団排除

暴力団排除に関する条項については暴力団排除条項（別添２）によるものとする。

(13) 費用負担範囲

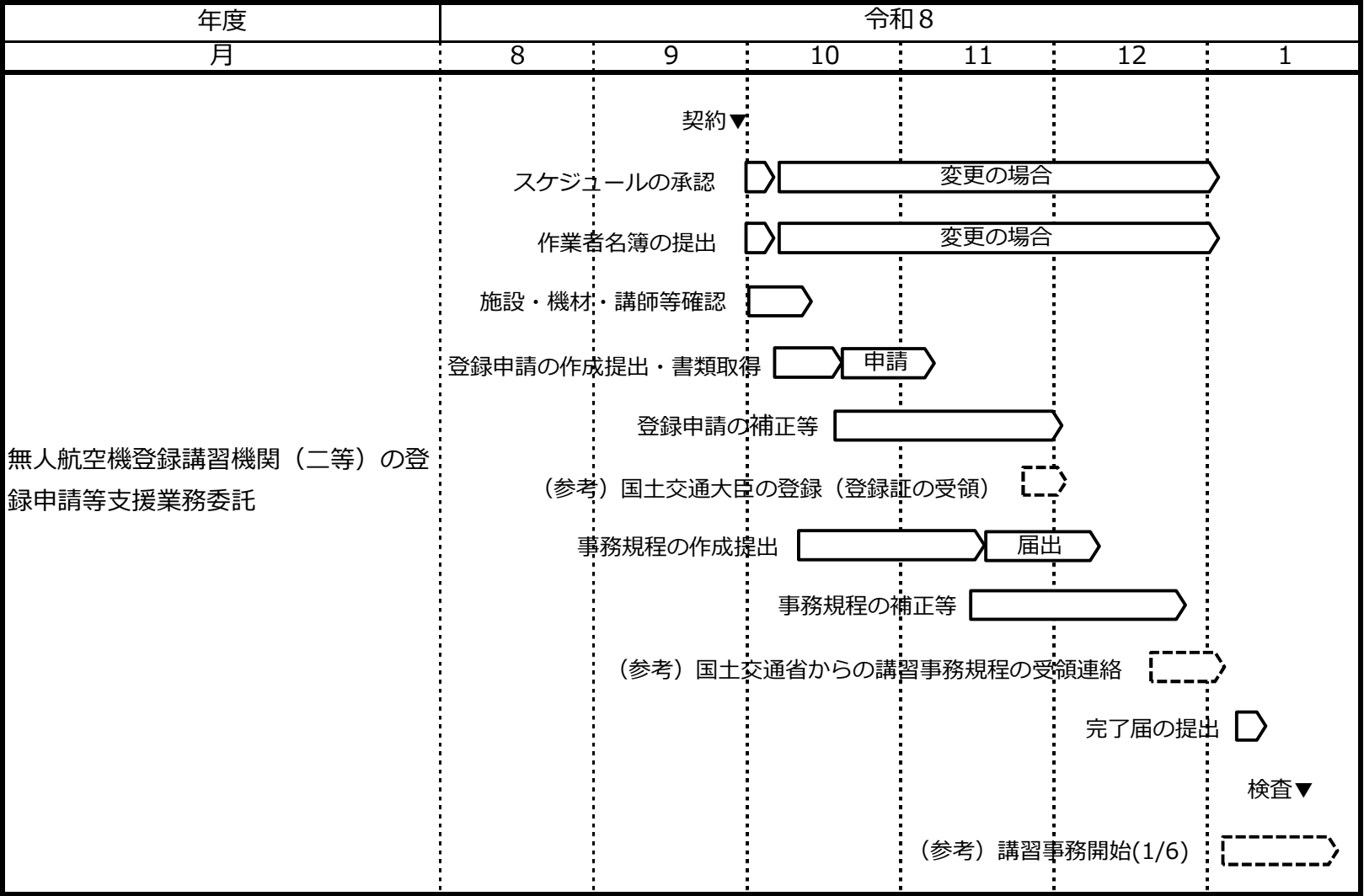
本契約を履行するに当たり必要となる費用は、全て契約業者が負担すること。

6 検査

(1) 本仕様書に基づく検査は、３(3)の管理表について警察大学校が行う。

(2) 検査中に本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察大学校の指示に従うこと。

別紙1 スケジュール案



別紙2 管理表

[illegible]

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
○○○○○○○○○○ 殿

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。
なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始●日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 警察大学校（以下「甲」という。）は、契約業者（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当し

ないことを確約する。

（損害賠償等）

第4条 甲は、第1条又は第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条又は第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第5条 乙は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。